松陵義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 26 号

松陵義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(福島市交通遺児激励金支給規則の一部改正)

第1条 福島市交通遺児激励金支給規則(昭和46年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第2条第2項中「第72条第1項」を「第67条第2項」に改める。

(福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第10号)の一部を次のように改正する。 第12条第1項第3号中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」を加える。

(福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第11号の4中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」を加える。

第13条第2項第2号中「中学校就学の終期に達するまでの子(」を「中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この号及び次号において同じ。)就学の終期に達するまでの子(」に 改める。

(福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則の一部改正)

第4条 福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則(令和2年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「及び市立中学校」を「、市立中学校」に改め、「中学校をいう。)」の次に「及び市立義務教育学校(同条に規定する義務教育学校をいう。)、市立特別支援学校(同条に規定する特別支援学校をいう。)」を加える。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 市立小学校及び市立義務教育学校における外国語活動等の補助並びに市立幼稚園及び市立認定こども 園における交流活動等の補助

第10条第1項第6号の3中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」を加える。

(福島市営住宅等条例施行規則の一部改正)

第5条 福島市営住宅等条例施行規則(平成10年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの者」に改める。

(福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和45年規則第15号)の一部を次のよう に改正する。

別表第2の3の項備考の欄中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。